

経済学部学業奨励制度要項

(2009年9月16日 教授会承認)

改正 2012年10月17日

改正 2013年10月2日

改正 2014年10月29日

改正 2015年6月10日

改正 2016年12月21日

(目的)

第1条 この要項は、青山学院大学経済学部 に在籍する学生を対象に、その学業奨励に資することを目的とした経済学部学業奨励制度（以下「本制度」）に関することを定める。

(学業奨励制度)

第2条 本制度は次の3つの学生支援からなる。

- (1) 学業奨励賞
- (2) 外部試験受験支援
- (3) 対外学術交流支援

(学業奨励賞)

第3条 学業奨励賞を受ける者の資格は、本学 に在籍する2年次以上の学生であって、在籍する年度の前年次において卓越した学業成績をあげ、かつ人物において優れている者とする。

2. 表彰は正賞（賞状）及び副賞を授与して行う。
3. 当該年度受賞者の次年度以降の授与を妨げない。

(外部試験受験支援)

第4条 別表1の1に定める外部試験を受験した者は、別途定める運用細則にしたがって、その受験料の一部につき補助を受けることが出来るものとする。

2. 前項に限らず、別表1の2に定める外部試験については、別途定める運用細則にしたがって、その受験料を全額経済学部が負担するものとする。

(対外学術交流支援)

第5条 別表2に定める学生による学会、他大学との学術交流、およびその他外部団体等との交流に参加し発表した者またはゼミは、1年度内に1回限り別途定める運用細則にしたがって、その参加費および交通費の一部につき補助を受けることが出来るものとする。

(事務の所管・財源)

第6条 本制度に関する事務は、財務委員会がこれを行う。

2. 財源は経済学部教育活動費とする。

(改廃手続)

第7条 この要項の改廃は、経済学部教授会の決議による。

附 則

この要項は、2009年10月1日から施行する。

附 則 (2012年10月17日)

この要項は、2012年10月17日から施行し、2012年9月19日から適用する。

附 則 (2013年10月2日)

この要項は、2013年10月2日から施行し、2013年9月17日から適用する。

附 則 (2014年10月29日)

この要項は、2014年10月29日から施行し、2014年4月1日から適用する。

附 則 (2015年6月10日)

この要項は、2015年6月10日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則 (2016年12月21日)

この要項は、2016年12月21日から施行する。

別表1の1

1. ERE(経済学検定・6科目)
2. EREミクロ・マクロ(経済学検定・2科目)
3. 日商簿記
4. 税理士
5. 公認会計士
6. 証券アナリスト
7. FP技能検定(日本FP協会、金融財政事情研究会)
8. IELTS(特別会場受験者に限る)
9. 統計検定(日本統計学会認定) 1級・準1級・2級・3級
10. その他今後の要請に応じて対応する。

別表1の2

1. EREミクロ・マクロ(経済学検定・2科目)
2. 統計検定(日本統計学会認定) 1級・準1級・2級・3級
3. その他今後の要請に応じて対応する。

別表2

1. 日本学生経済ゼミナール大会(インター大会、インナー大会)
2. 公共選択学会学生の集い
3. 日本政策学生会議 ISFJ(Inter-University Seminar for the Future of Japan)
4. その他今後の要請に応じて対応する。